

## 教 育 委 員 会 議 事 録

(令和3年度 教育委員会 第1回定例会)

開会 令和3年4月14日(水)

閉会 令和3年4月14日(水)

午前9時00分

午前10時10分

場所 西宮市役所東館 801 会議室

出席委員	教育長 重松 司郎 委員 側垣 一也 委員 長岡 雅美 委員 藤原 唯人 委員 山本 幸夫	欠席委員		
会議に出席した職員	職	氏 名	職	氏 名
	教育次長	藤井 和重	学校教育課長	都志 啓二
	教育次長	佐々木 理	学校保健安全課長	濱本 新
	教育総括室長	薩美 征夫	生涯学習企画課長	中島 貴子
	参与(人事担当)	八橋 徹	教育企画課係長	瀧井 佑介
	参与(教育政策推進担当)	岡崎 州祐	教育総務課係長	青木 威
	学校支援部長	吉田 巖一郎		
	学校教育部長	漁 修生		
	教育総務課長	竹村 一貴		
	教育企画課長	原田 博司		
	教育人事課長	北島 綱史		
	教育職員課長	秦 淳也		
	学校管理課長	山下 博之		
署 名	教育長		委員	

付 議 案 件

<教育長報告>

<議 題>

- |       |  |                 |
|-------|--|-----------------|
| 議案第1号 | 西宮市教育財産管理規則の一部を改正する規則制定の件                  | [学校管理課]         |
| 議案第2号 | 西宮市教育委員会情報公開条例施行規則の一部を改正する規則制定の件           | [教育総務課]         |
| 議案第3号 | 西宮市生涯学習審議会委員解嘱及び委嘱に関する意見決定の件               | [教育総務課・生涯学習企画課] |
| 報告第1号 | 社会教育法に基づく特定事務を定める規則を制定する<br>規則案に関する意見決定の件  | [教育総務課]         |
| 報告第2号 | 西宮市教育委員会教育次長の事務分担等に関する<br>規則の一部を改正する規則制定の件 | [教育総務課]         |
| 報告第3号 | 西宮市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する規程制定の件               | [教育総務課]         |
| 報告第4号 | 人事に関する件(当日資料)                              | [教育人事課]         |
| 報告第5号 | 令和3年度以降に使用する指導要録(指導)の様式の追加の件               | [学校教育課]         |
| 報告第6号 | 学校医の解嘱及び委嘱の件                               | [学校保健安全課]       |
| 報告第7号 | 学校薬剤師の解嘱及び委嘱の件                             | [学校保健安全課]       |
| 報告第8号 | 学校歯科医の解嘱及び委嘱の件                             | [学校保健安全課]       |
| 報告第9号 | 人事に関する件(当日資料) <b>非公開</b>                   | [教育職員課]         |

<一般報告>

- |       |                        |           |
|-------|------------------------|-----------|
| 一般報告① | 児童生徒の状況について <b>非公開</b> | [学校保健安全課] |
|-------|------------------------|-----------|

以 上

傍 聴

1名

重松教育長	<p>ただいまより、令和3年度 第1回 教育委員会定例会を開催します。議事録署名委員には、山本委員を指名します。よろしくお願いします。</p> <p>はじめに、12月定例会について、議事録の承認を行います。</p> <p>議事録は既にお手元に送付し、確認していただきましたが、簡単な字句の訂正を除き、承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
重松教育長	<p>異議なしと認めます。それでは、承認します。なお、簡単な字句の訂正があれば、事務局にお伝えください。</p> <p>例年、審議に入る前に事務局より、4月1日付で発令した課長級以上の人事異動について紹介していましたが、BCP発動中のため書面のみでの紹介とさせていただきます。よろしくお願いします。</p> <p>ここで、各委員に確認します。</p> <p>会議は公開が原則ですが、報告第9号は人事に関する案件であり、現時点では公表されておりません。また、一般報告①は個人情報を含む案件であり、公開により率直な意見交換ができなくなる恐れがあることから、それぞれ非公開としたいと思います。よろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
重松教育長	<p>最初に私から報告をさせていただきます。</p> <p>現在も兵庫県は新型コロナウイルス感染者数が多いですが、去年一年間でいろいろ調査が出てきております。</p> <p>今回、そのコロナに関する調査について報告させていただきます。</p> <p>まず一つは、厚生労働省が新型コロナウイルス感染症に係るメンタルヘルスに関する調査を実施しています。昨年9月11日から14日の間、一般の方の15歳以上を対象に、インターネットによる調査で、1万981件のサンプルを集めております。</p> <p>まず一つ目、このコロナの中で何らかの不安を感じた人の割合について、2月から9月の期間の調査で、結果を見ますと4月から5月は大体6割の人が何らかの不安を感じていたと答えています。しかし、8月以降は少し減って、45%となっています。やはりこれも緊急事態宣言が発令され、その後のコロナ疲れという</p>

か、そういうことが若干あらわれているような結果になっています。

それから二つ目に、不安の対象としてはいずれの時期も、自分や家族の感染が6割で最も高くなっています。

また、困ったこと、ストレスに感じたことはどんなことかと聞いており、自分や家族が感染するかもしれないが75.5%。生活に関することでマスク等の入手が困難が57.6%。3番目が、旅行やレジャーができないが50.4%。医療サービスを受けづらいが48.1%で4番目という結果になっています。

家族に関することにつきましては、家族、親戚、友人などに会えない。単身赴任や、海外に行った人もいるのだと思いますが、それが47.9%となっています。

日常生活における一番大きな変化はと聞きますと、やはり運動量が減少したというのが4割以上。それからゲームの時間が増大したというのが2割以上と答えています。この後の調査にも関連してきますが、やはり運動量の減少とゲーム時間が増大したというのがこの後の生活に大きくかかわってくるということになります。

それから5番目に不安やストレスの解消法は、手洗い、マスクの着用で予防効果が非常にあったというのが大きく73.5%で、そのことによって不安やストレスが解消された、発散できたというのが46.3%と答えています。

やはり日本の場合は、マスクの着用というのはきちんとできていたということが非常に大きいのかなという結果になっています。

それに合わせて子供たちの生活と学びに関する調査、親子の調査はある大学と企業がやっております。昨年の7月から9月と8月から9月の2回に分けていまして、最初の方は小学校の4年生から高校生まで、後半の分は中高生を中心に、1万674人の人を対象にしています。

まず学校生活の変化についてですが、学校生活への意識ということで、聞いている質問は「勉強は好きですか」、「授業は楽しいですか」、「友達と過ごすのは楽しいですか」、「尊敬できる先生がいますか」、「テストの成績が気になりますか」、「自分のクラスが好きですか」、「自分の学校が好きですか」、それから「学校に行きたくないことがありますか」という項目について、それぞれ聞いています。

学校生活に関する意識は、コロナ前と余り変わらない結果になっています。ただ、「学校に行きたくないことがある」というのは、非常に低下しています。「自分の学校が好きだ」というのが逆に増えている結果になっています。

ですからやはり長い休みの中で、子供たちは学校に行きたいなど、友達に会いたいという意識がかなり働いたということが分かります。

それから2番目に、学校の授業については、パソコンやタブレットを使う。それから自分で決めたテーマについて調べる、グループで調べたり考えたりする授業がある。それから観察・実験や調査などで考えを確かめるなど、調べたことをグラフや表にまとめる。それからドリルやプリントの問題を解く。ということについて、回答しているわけですが、それもグループ学習といったもの、俗に言うアクティブラーニング型の授業は、今回は非常に減少しています。特に中高生で、2016年から2019年を比べると、2020年も非常に減少しているという傾向になっています。高校生ではパソコン・タブレットを使用した授業が非常に増加したという結果になっています。学校がなかなか再開できなかったことがあって、対面授業の中でグループ授業というのが特に隣と接触したらいけないということがあって、黒板に向かい合った授業という形になっているという結果になっています。

それから休校中の学校の対応ですが、内容については、中学生は復習、高校生は予習を中心にやっています。それ以外に中学校はドリルやプリントをやっていますか、高校生はインターネットの宿題が出ていますか、ということ聞いています。休校中の学校の対応ですが、学年を問わずほぼ全ての子供に宿題が出されているという結果になっています。それから宿題時間と成績の差はほとんどなくて、達成状況も同じように成績に差がほとんど見られなかったという結果になっており、家庭学習が、そのまま学校の成績には反映されていないという結果でした。オンライン授業や生徒と電話やオンラインで話をするというのは、小中学校よりも高校生が非常に高くなっているという結果になっています。これは、小中学校では、GIGAスクール構想による端末が今年やっと入った、高校生の方は、元からかなり端末等を使っているという結果になっています。

それから、親の悩みで「特に気になることはどんなことですか」と聞いていますが、それについては、やはり子供がゲームにのめり込んでしまっている、携帯やスマホの使い方がなかなか難しい、外へ出られなかったので運動不足になっているという心配が非常に増加した傾向になっています。

日本社会や日本のこれからの将来について、どういう不安がありますかと、親子にきいていますが、保護者の意識がやはりかなり変わってきています。どう変わってきているかという、今までですと中高生は将来大学へ行ってという意識が高かったのですが、2018年と今回を比較すると、別に大学に行かなくてもいいという考えや、知識以外の力が必要ではないか、特に英語力をつけてグローバルな世界へ出て行くことが大切ではないかということがあり、かなり保護者の

意識が変わってきています。これは後から話をしますが、子供たちの意識調査の中にもそれが出ているという結果になっています。

もう一つはやはり生活がもとに戻らない。ゲームやスマホに取りつかれてしまって、夜中でもやっている、規則正しい生活ができなくなっている、それからやる気がなかなか起こらないなど。だから家庭内で、オンラインでやってもなかなかやる気がでない問題があるということが、この調査の結果から分かってきます。

次に、アメリカで、今回のコロナの影響から、学力の雪崩現象が起こっているということが言われています。

二つの問題がありまして、一つは「サマースライド」といって、アメリカでは従前から7、8月が休みで、9月から学校がスタートするわけですが、その「サマースライド」というか、その休みの間に学力がどうなるのかという調査しているわけですが、その中でリーディングと算数の力が20%から27%落ちている。ですから9月のスタートのときに、それをしっかり取り返してやらなければいけないということが問題でした。これが「パンデミック・スライド」では、50%近く落ちていますので、やはりコロナで授業をやらなかった、オンラインだけというのは、かなり問題があるのではないかとということで、アメリカは現在ほとんどの学校が対面授業で学校再開をしているという現状になっています。

同じようにオーストラリアのメルボルンで今から10年ほど前に「ブラックサタデー」といって、山火事が起こってしばらく学校が休校したことがあります。そのときも同じように国語と数学のテストがかなり落ちたということがありますので、やはり学校へ行って勉強するということが非常に大きいのかなということを思っています。

それともう一つは、子供たちの自殺が非常に増えているということです。今までですと、日本で、これは15歳以下ですが10万人に対して大体13人ぐらいで、アメリカは10万人に対して、4.45人ぐらいの割合だったのだそうです。

それがこのコロナの中で、子供たちが家に閉じこもってしまって、ゲームばかりしている、やることがないなど、生活に潤いがなくなってしまったということがあって、子供たちにうつ病の傾向が見られるようになっていっているそうです。将来に対する希望が持てない、意欲がないということで、18歳以下の自殺者が日本も増えていまして659人、アメリカでは2,744人の子供が亡くなっているという結果になっています。

ですからこのパンデミックをどのようにするかということで、悩みがあったら、その悩みを聞くための電話や、対応などということが非常に大事ではないかとい

うことを言われています。

また、話を聞くときに何が大事かという、子供に寄り添うということなのですが、「こうして困っている」と言われたら「ふーん、そう」など言うのではなく、きちんとその話を聴いてあげるということ。それから、こうしなさい、ああしなさいと指示をするのではなく、その話を聴くことによって、支援するような暗示というか言葉を与えてあげるということで、「そういうことってあるよね」や「だからあなただけではないよ」ということをしっかり言ってあげることが大事ではないかということ言われています。

それとはまた別に、30歳、20歳以上でも同じように、今回日本でもかなり自殺の数が増えています。一つはコロナのせいもあるのですが、俗に言われる「ウェルテル効果」というか、ゲーテの「若きウェルテルの悩み」みたいに、有名人が亡くなったことによって、それに影響されて同じようなことが起こっているというの少しあるみたいです。

今回、著名な芸能人が亡くなった後にいろんな人が亡くなっていますので、その影響もかなりあったのではないかとされています。

ですから今後、こういうことがないように、学校の再開を目指してやっていますので、それをずっと続けていくことが大事ではないのかなということを思っています。

最後に、これは前も話をしましたが、小学校1年生の将来どんな仕事につきたいですか、どんなことをやりたいですかというランキングですが、昨年7月から今年の1月までの間に、大体4,000人の親と子供に調査をかけています。それほど大きくは変わっていませんが、ただ男の子で今まで21年間ずっと1番だった「スポーツ選手」になりたいというのが今回初めて2位に落ち、「警察官」が1位になっています。女の子は特に変わっていないのですが、ただ同じように今まで警察官が10位前後だったのが、今回6位まで上がってきています。

親の方の1番就かせたい職業は、男の子の1位が「公務員」で25.3%、女の子も公務員は2位で13.9%、これは今までで過去最高の比率だそうです。親の意識もかなり変わってきているということが言えます。

私たち教育委員会にとって残念なのは、今まで職業ランクの中で「教員」になりたいというのが男の子で大体18位から17位ぐらいでずっと推移していましたが、今回20位にも入っていません。かなり落ちています。女の子の場合も、今までずっとかなり上位にいたのですが、順番は落ちています。ただ、まだ女の子の場合は大体10位前後で推移しているという状況になっています。

	<p>今回のコロナのいろんな影響で、子供たちの考え方が大きく変わっていて、保護者の方も変わってきているということが見て取れますので、やはりコロナの影響というのは非常に大きいと思っています。</p> <p>またいろいろな調査が出てくると思いますので、データを取りまして、皆さんに報告させていただきます。</p> <p>私からは以上です。</p> <p>では、この件について何かありましたら。</p>
側垣教育委員	<p>今の教育長のお話を伺って、昨日の、研修会の中での教育長のお話もそうだったのですが、今このコロナの中で、感染を防ぐためにソーシャルディスタンスを取らないといけないということで、やはり人と人の関係性がすごく希薄になってきているなというところですね。そこが子供にとっては、非常に大きいと思うし、それからマスクによってお互いの表情が見えないということ、そうすると微妙な感情の変化などそういうものが、感じ取れないような状況が今、子供だけではなく社会全体に起こってしまっています。学校教育の中で本当に大切な、学級経営という、その中でコミュニケーションをどうとっていくのかという、そこが非常に大きな課題だと思います。昨年から教育長もおっしゃっていますが、コロナ世代というものをつくり出さないためには、やはり何らかの工夫をしながら、チャンスを作っていくことを本当に真剣に考えないといけません。学習だけではなく、人間関係が学力の向上にもつながってくると思いますし、特に私たちも幼児教育というか、幼児の保育の中で、小さな子供たちの成長をどのように保障していくのかということが大きな課題になっています。何かすごく深刻なところに行きつつあるなという危惧を、今お話を伺って感じました。</p> <p>そのあたり自分自身も無意識のうちに、そういうところに行ってしまうのかなということ、私たちの役目としては、それと反対方向に行くための努力をもっと意識的につくっていかないといけないのかなと感じました。</p>
山本教育委員	<p>今の報告と関係するのですが、昨年からずっと特活の大切さというのが、見直されてきているという気がします。ただ実際には非常に時間的にも小さくなってきているということがあります。新年度がスタートして、この状況の中で、では遠足をどうするのか、修学旅行をどうするのかなど、そういうことがすぐに課題としてあがってくる状況になっています。特活というものが、先ほどの話にもありますように、人間関係や、子供の活性化など、そういうことに大きく働くという</p>



ことははっきりしています。それが縮小されてくると考えたとき、やはり日々の学級生活をどうするのか、そのことがすごく大切になってくるという気がします。そういう点で言えば、先ほどの教育長からの、教師と子供のかかわりをこれまでのことから変えていく、という話はきっかけになるという気がします。また昨日佐々木次長が、学校文化を見直すということを言われましたが、これも大切な観点だと思います。つまりそれは、学校文化でのもっと小さい単位の学級文化を見直すことにもつながってくるわけです。これまでの学級文化は先ほど教育長からもあったように、子供にああしなさい、こうしなさいということがかなりあった。そうではなくて、子供に寄り添い、子供の話を聴きながら子供と共に学級を作っていく、そこにスタンスを変えるだけで子供のストレスなどは大きく減ってくる。日々の小さなことだが、これをきっかけに学級文化を見直していく、それは学校文化を変えることにもなっていくと思います。

藤原教育委員

教育長のお話を伺いまして、休校という措置が去年取られたわけですが、結果として本当に百害あって一利なかったなと感じます。一利あるとしたら学校が好きな子供が増えたという、その副作用的に出たということぐらいかなと思います。やはりアメリカも子供の成績が落ちるのみならず、子供の自殺が増えているという現象が起こっているというのは、すごく衝撃で、ということは全世界的に増えているのかなと容易に推測ができるところです。

今も子供の感染症が増えていると言いますが、結局子供が重症化しないという現象は変わっていないわけです。一年前から言われていることですが、コロナで重症化するのは高齢者、それも基礎疾患をお持ちの方々であると。その人たちが軽んじられていいはずはないですが、その人たちを守るがために子供を犠牲にしないでほしいという発想は、私は明らかに間違っていると思っています。

ですので、結局、子供たちを犠牲にしてしまったというのが、休校だったのかなと思います。昨日教育長のお話もありましたが、国全体として、学校は継続するという姿勢でありますし、西宮市においては、むしろ近隣自治体よりは積極的に、例えば修学旅行を実施しました。また、子供とは違いますが成人式を果敢に実施するなど、そのあたり積極的に子供たちへ重要な経験を積ませると、特活の大切さというところを実施しているわけですので、今後もその体制で現場の先生方には、ご苦勞をおかけすることになると思いますが、向かっていただきたいなと思っています。

長岡教育委員	<p>前々からこのマスクの影響はあると、みんなが感じていることだと思うのですが、子供同士、それから大人と子供という関係があると思うのですが、私が学生や子供たちと接しているときに、大人の側がどれほど子供の表情というか気持ちを感じ取れているのだろう、ということを考えています。</p> <p>先生方は特にベテラン方は特にだと思うのですが、少しの表情の変化に気づかれて、何かこう、つまずいているな、あるいはうまく乗り越えていったな、ということを感じ取られると思うのですが、そういうことがしにくいと。私もふだん接していてどれほど、子供の気持ちが理解できているだろう、と思うことがありますので、より一層、学生や子供たちの立ち居振る舞いや、行動を注意深く見ていかなければいけないなと感じています。</p> <p>それから自殺の話が出て、とても心配なのですが、みんながみんな力強い、たくましい子ではないと思うので、どこかでレジリエンスというか、うまくストレスなどそういうものに対して自分をコントロールする、そういう力を付けていくような教育も必要なのかなと思います。西宮も「こころん・サーモ」をやろうということなのですが、あれ一つだとそれで本当に参ってしまう子が出てくるのかもしれない。やはりセットでそのときに、それだけを見て自分が今、調子いい、調子悪いというだけではなく、レジリエンスを高めて行くようなことがセットでいかないと結局は、弱い子は良くない方向に行ってしまうのかなと、今の自殺の数を聞いて思いました。</p> <p>以上です。</p>
重松教育長	<p>貴重な意見をいろいろありがとうございます。</p> <p>コロナについては、先ほど言ったように、いろいろな調査の結果が出たらまた報告させていただきます。西宮の状況も把握していきたいと思っていますので、よろしくをお願いします。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>では、ないようですので、これより審議に入ります。</p> <p>議案第1号「西宮市教育財産管理規則の一部を改正する規則制定の件」を議題とします。</p> <p>学校管理課長、お願いします。</p>
学校管理課長	<p>それでは、議案第1号「西宮市教育財産管理規則の一部を改正する規則制定の件」について、説明させていただきます。</p>

	<p>このたび、西宮市スマート自治体タスクフォースによる「行政手続等に関する申請書等の押印見直し方針」を受け、関連する規則の様式の改正を行うものです。資料2ページから5ページにかけてですが、第2号様式、第3号様式、第6号様式、第7号様式のうち、「申請者」及び「借受人」の押印欄の廃止を行います。また、押印欄の廃止に伴い真正性の確保のために、「担当者」・「連絡先」を追加いたします。なお、「連帯保証人」については、押印の廃止は行いません。使用料徴収の十分な担保が必要な場合に、例えば、事例は少ないですが、個人からの申請などについては、連帯保証人を立てなければなりません。連帯保証人には、実印の押印と印鑑証明書の添付を必要としているためです。また、これまで、申請書の様式の中に「印鑑証明書」の添付の記載がなく、口頭でのみ説明をしておりました。そこで、2ページにあります第2号様式の添付書類欄の2番が「連帯保証人の住民票の写し」となっていたのを「連帯保証人の住民票の写し及び印鑑証明書」に変更いたします。以上、ご審議よろしく申し上げます。</p>
重松教育長	<p>説明は終わりました。これより質疑、討論に入ります。 本件にご意見、ご質問はありませんか。 よろしいですか。 では、なければ採決に入ります。 議案第1号については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
重松教育長	<p>異議なしと認めます。よって原案は可決されました。 次に、議案第2号「西宮市教育委員会情報公開条例施行規則の一部を改正する規則制定の件」を議題とします。 教育総務課長、お願いします。</p>
教育総務課長	<p>議案第2号、西宮市教育委員会情報公開条例施行規則は、西宮市情報公開条例の施行に関し必要な事項を定めたものであり、市長事務部局においても同趣旨の規則として「西宮市情報公開条例施行規則」が定められております。 このたび、令和3年4月1日付で市長事務部局が規則を改正し、情報公開の手續</p>

<p>重松教育長</p>	<p>における様式を一部変更いたしましたので、教育委員会におきましても同様の変更を行うものです。</p> <p>なお、本議案を可決いただきましたら、改正規則を本日付で公布し、施行することといたします。</p> <p>説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>説明は終わりました。これより質疑、討論に入ります。</p> <p>本件にご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>では、なければ採決に入ります。</p> <p>議案第2号については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>重松教育長</p>	<p>異議なしと認めます。よって原案は可決されました。</p> <p>次に、議案第3号「西宮市生涯学習審議会委員解嘱及び委嘱に関する意見決定の件」を議題とします。</p> <p>生涯学習企画課長、お願いします。</p>
<p>生涯学習企画課長</p>	<p>議案第3号「西宮市生涯学習審議会委員解嘱及び委嘱に関する意見決定の件」についてご説明いたします。</p> <p>資料の1ページをご覧ください。</p> <p>西宮市生涯学習審議会の委員につきまして、西宮市PTA協議会の推薦により委嘱していた委員について交代の申し出があったため、西宮市附属機関条例第28条の7の規定に基づき、教育委員会のご意見をお聴きするものです。</p> <p>解嘱者及び委嘱者につきましては、資料の4ページにございます「西宮市生涯学習審議会委員新旧対照名簿(案)」をご覧ください。</p> <p>現生涯学習審議会委員の任期は令和2年2月3日から令和4年5月31日でございますが、選出団体の一つである、「西宮市PTA協議会」の推薦により委員に委嘱していました根岸直代さんの交代の申し出がありました。</p> <p>委嘱候補者の田中由紀さんは、現在、西宮市PTA協議会で副会長を務めておられます。</p> <p>委嘱者の経歴につきましては、資料の5ページのとおりでございます。</p>

重松教育長	<p>説明は以上です。よろしくお願ひします。</p> <p>説明は終わりました。これより質疑、討論に入ります。 本件にご意見、ご質問はありませんか。 では、なければ採決に入ります。 議案第3号については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
重松教育長	<p>異議なしと認めます。よって原案は可決されました。 報告第1号「社会教育法に基づく特定事務を定める規則を制定する規則案に関する意見決定の件」を議題とします。 教育総務課長、お願ひします。</p>
教育総務課長	<p>図書館、公民館、郷土資料館の社会施設につきましては、4月1日付で教育委員会から市長事務部局へ移管されました。</p> <p>社会教育の中立性や継続性、安定性を確保するため、社会教育法の第8条の2第1項には『教育活動と密接な関連を有するものとして当該特定地方公共団体の規則で定めるものを管理し、及び執行するに当たっては、当該教育委員会の意見を聴かなければならない』と定められております。</p> <p>また、市長と教育委員会との緊密な連携を確保するため、同条第2項には『規則を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない』と定められております。</p> <p>このたびの市長が制定する本規則は、教育活動と密接な関連を有するものの内容を具体的に規定することから、先に説明いたしました社会教育法に基づき、市長から教育委員会へ意見聴取があったものです。</p> <p>資料の1枚目裏が市長へ提出した文書で、2枚目が、市長からの意見聴取文書となっております。</p> <p>今回の意見聴取につきましては、3月17日にご説明させていただきましたように、市長事務部局の事務作業の都合上、3月25日付で教育長の臨時代理により教育委員会の意見を決定し、市長に提出しておりますことを報告いたします。</p> <p>説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>

重松教育長	<p>説明は終わりました。これより質疑、討論に入ります。</p> <p>本件にご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>なければ採決に入ります。</p> <p>報告第1号については、これを承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
重松教育長	<p>異議なしと認め、承認します。</p> <p>次に、報告第2号「西宮市教育委員会教育次長の事務分担等に関する規則の一部を改正する規則制定の件」、報告第3号「西宮市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する規程制定の件」を一括して議題とします。</p> <p>教育総務課長、お願いします。</p>
教育総務課長	<p>報告第2号と第3号は4月1日付の人事異動及び組織改正に係る改正の議案となりますので、一括して説明させていただきます。</p> <p>まず、報告第2号「西宮市教育委員会教育次長の事務分担等に関する規則の一部を改正する規則」は、4月1日付で人事異動が行われたことに伴い、所要の改正を行ったものでございます。議案書の裏に参考資料としてつけております新旧対照表のとおり、「坂田教育次長」を後任の「藤井教育次長」に文言を改めるものです。</p> <p>次に、報告第3号「西宮市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する規程制定の件」は、4月1日付で市長事務部局において組織改正が行われたことに伴い、所要の改正を行ったものでございます。こちらも議案書の裏に参考資料としてつけております新旧対照表に記載のとおり「情報管理部情報企画課」が「デジタル推進部デジタル推進課」に名称変更され、「情報公開課」が「総務課」に統合されたため、文言を改めるものです。</p> <p>なお、施行日の関係で、2件とも3月25日に教育長の臨時代理により決定をいたしました。</p> <p>説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
重松教育長	<p>説明は終わりました。これより質疑、討論に入ります。</p> <p>本件にご意見、ご質問はありませんか。</p>

	<p>よろしいですか。</p> <p>では、なければ採決に入ります。</p> <p>報告第2号及び報告第3号については、これを承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
重松教育長	<p>異議なしと認め、承認します。</p> <p>次に、報告第4号「人事に関する件」を議題とします。</p> <p>教育人事課長、お願いします。</p>
教育人事課長	<p>報告第4号は、令和3年4月1日付採用の新入職員につきまして、市長事務部局より令和3年4月12日付で出向受けしたことについて報告するものです。</p> <p>次のページをご参照願います。</p> <p>今年度の西宮市全体の新規採用数は、事務職22名、技術職10名のほか、消防職・医療職等を合わせた全体の合計で102名の採用となっております。</p> <p>このうち、教育委員会事務局では、2名の職員を出向受けいたします。</p> <p>配置につきましては、学校管理課・学事課に事務職各1名となっております。内訳につきましては、大卒男子1名、大卒女子1名の計2名となっております。</p> <p>なお、参考といたしまして、昨年度は西宮市全体といたしまして、事務職38名、技術職21名のほか、全体116名の採用ございました。</p> <p>ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。</p>
重松教育長	<p>説明は終わりました。これより質疑、討論に入ります。</p> <p>本件にご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>では、なければ採決に入ります。</p> <p>報告第4号については、これを承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
重松教育長	<p>異議なしと認めます。よって承認になります。</p> <p>報告第5号「令和3年度以降に使用する指導要録（指導）の様式の追加の件」を議題とします。</p>

学校教育課長	<p>学校教育課長、お願いします。</p> <p>報告第5号につきまして、この件は、令和3年3月19日に教育長の臨時代理により決定をした内容について報告をさせていただきます。</p> <p>資料1 ページをお開けください。</p> <p>まず「1. 経緯」といたしましては、令和3年2月19日付、「感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導について」を受けて、「オンラインを活用した特例の授業」を実施した際に、指導要録（指導）の別記として、その内容を記録するための様式を追加するというものでございます。</p> <p>2 ページ、ここでいう非常時につきましては、「3. 対象」をご覧ください。</p> <p>学校保健安全法第19条による出席停止や第20条による臨時休業の対象となっている感染症の予防のため、又は学校教育法施行規則第63条に規定する非常変災その他急迫の事情によるものを言います。この通知において、非常におけるオンラインを活用した特例の授業を実施した際に、指導要録、指導の別記として、その内容の記録を作成するということが付け加えられました。</p> <p>では、最初に通知の内容について、ご説明をさせていただきます。</p> <p>資料1 2 ページをお開けください。</p> <p>こちらに感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導について通知がございます。</p> <p>1 枚めくっていただきまして、「1. 平常時からの準備」のところをご覧ください。</p> <p>まず、平常時において、「学校教育は教師と児童生徒との関わり合いや児童生徒同士の関わり合い等を通じて行われるものであることを踏まえ、平常時から非常時を想定した備えをしておくこと。」「非常時にも学習を継続できるようICT環境を整備すること。」が示されております。</p> <p>続いて14ページの2番をご覧ください。</p> <p>また、非常時においては、「可能な限り感染リスク低減・安全確保をした上で、児童生徒が登校して学習できるようにすることが重要であること。」「感染症・災害等の状況に応じて、学校に応じて必要な措置を講じること。」「特に一定期間児童生徒がやむを得ず学校に登校できない場合などには、指導計画等を踏まえた教師による学習指導と学習状況の把握を行うこと。」が示されております。</p> <p>続きまして、(2) 番の項目をご覧ください。</p> <p>非常時の「自宅等における学習の取扱い」についてでございます。</p>
--------	---



1枚おめくりいただいて、15ページでございます。

「教師が日々状況を把握し、児童生徒の学習改善や教師の指導改善に生かすことが重要であること。」「自宅等における学習状況・成果を学習評価に反映可能であること。」そして、「教師による学習指導が一定要件を満たしており、学習状況・成果を確認した結果、十分な学習内容の定着が見られ、再指導不要と校長が判断した場合、再度学校における対面指導で扱わないことが可能であること。」が示されております。

ここでいう一定要件とは、要件①教科等の指導計画に照らして適切に位置づくものであること。要件②教師が児童生徒の学習状況及び成果を適切に把握することが可能であること。となります。

続いて「(3)指導要録上の取扱い」についてです。

登校できなかった日にこのような対応を行ったとしても、その日数を「出席」とするものではなく、「欠席日数」として記録はいたしません。

また、次の方法によるオンラインを活用した学習指導を実施したと校長が認める場合、「オンラインを活用した特例の授業」として指導要録に記録することになります。

要件①同時双方向型のオンラインを活用した学習指導。

要件②課題の配信・提出、教師による質疑応答及び児童生徒同士の意見交換を、オンラインを活用して実施する学習指導（オンデマンド動画を併用して行う学習指導等を含む）ということになっております。

最後に、指導要録の別記の作成についてでございます。

3ページから9ページまで少しお戻りいただきますが、実際の様式が示されております。3ページをお開けいただいて、これが指導要録（指導）別記に当たる様式になります。

非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録として、大きく3点の事項を記入することとなります。

まず、「児童生徒が登校できない理由」についてでございます。

続いて、「オンラインを活用した特例の授業」についてでございます。

これは具体的な実施日数、それから参加の日数を記録することになります。

そして実施方法等ということで、オンラインを活用した特例の授業の実施方法等を記録することになります。

「その他の学習等」の項目については、必要に応じてオンラインを活用した特例の授業以外に、非常時に臨時休業又は出席停止等によりやむを得ず学校に登校で

	<p>きなかった児童生徒が行った学習は「特記事項」に記入します。例えば「ケーブルテレビを活用した学習も併用した」、「電話による個別面談を行った」など追記することを想定しております。</p> <p>最後に、10ページでございます。</p> <p>この資料は、今ご説明したことを一つにまとめたものでございまして、学校長の方にも、これをもって説明を進めております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
重松教育長	<p>説明は終わりました。これより質疑、討論に入ります。</p> <p>本件にご意見、ご質問はありませんか。</p>
山本教育委員	<p>少し聞かせてください。これは別記ですので従来の指導要録があつて、これが付くわけですね。</p>
学校教育課長	<p>そのとおりでございます。</p>
山本教育委員	<p>そうすると従来のように授業日数や出席日数、欠席日数などありますが、これでいくと実施日数は、授業日数として入るわけですか。</p>
学校教育課長	<p>これは授業日数とはならないという形になります。</p>
山本教育委員	<p>ならないのですか。そうすると出席日数にも入らないと。</p>
学校教育課長	<p>そうなります。</p>
山本教育委員	<p>全く別記になるわけですか。</p>
学校教育課長	<p>別にこういう学習指導を行ったという記録を残すということになりました。</p>
山本教育委員	<p>分かりました。</p>
重松教育長	<p>ほかにはございませんか。</p>

側垣教育委員	これは、感染症や災害の発生などの非常時に対応するとなっているのですが、例えば通常不登校の子供たちに対する学習指導という方向でも活用できないことはないかと思うのですが、そのあたりいかがなのでしょう。
学校教育課長	もちろんオンラインなど、これから今GIGAスクールで一人1台ということを進めておりますので、そこは有効に活用をして行くべきだと考えております。しかし今回のものについては、非常時ということに限っての対応でございます。
側垣教育委員	ありがとうございます。やはり学習機会を提供するということからいうと、こういうことも含めて、オンラインでの不登校の子供たちへの学習機会をいろんな工夫を重ねて、広げていくということも必要かなと少し思いましたので質問させていただきました。
重松教育長	不登校については議会でも質問がありましたので、そのあたりについては今年一年で検討していくということで、まだ結論は出ていません。もう一つは、オンラインといっても学校と、学級とやるというのはなかなか難しいので、あすなろ学級などと連絡するという形になるのかと思います。今年一年かけて検討していきます。 ほかにはございませんか。
藤原教育委員	先ほどの側垣委員の質問に関連してなのですが、この指導要録の様式の追加は、非常時はこうしましょう、非常時に向けて平時こういう準備、避難訓練みたいなものですね、やっておきましょうというもので、さらにその平時においてオンラインを活用するかどうかは、もうそれは、それぞれの教育委員会の裁量に任せるという理解で良いですか。裁量というか、工夫など、そこはそれぞれ考えてくださいという位置付けと、そういう理解でいいということですか。
学校教育部長	先ほどのご質問の件でございますが、実は以前にも議論させていただいた部分ではあるのですが、GIGAスクールに対するスタート・パッケージというものを作成しております。そちらの方で具体的な活用の方法等については、各学校にお示しを既にさせていただいているところです。その中に各学校で最低限、ここまでは使えるようにしましょうという、そういうスモールステップを定めておまして、そのステップごとに使い方を高めていくという取り組みを各校で進めてい

<p>重松教育長</p>	<p>るところでございます。</p> <p>それと先ほどの不登校の件でございますが、具体的にどのように評価をして行くかということも含めまして、特別な委員会を設置しております。令和2年度後半に、もう既に2回ほどそういった話し合いをもっております。先ほど教育長が申しあげましたように、今年度令和3年度中に、取りまとめをさせていただいて、公表していくという手順を進めてまいりたいと思っております。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>ほかにはございませんか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>では、なければ採決に入ります。</p> <p>報告第5号については、これを承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>重松教育長</p>	<p>異議なしと認めます。よって承認します。</p> <p>次に、報告第6号「学校医の解嘱及び委嘱の件」、報告第7号「学校薬剤師の解嘱及び委嘱の件」、報告第8号「学校歯科医の解嘱及び委嘱の件」を一括して議題とします。</p> <p>学校保健安全課長、お願いします。</p>
<p>学校保健安全課長</p>	<p>報告第6号、第7号、及び第8号について説明させていただきます。</p> <p>最初に、学校医の解嘱及び委嘱の件につきまして、報告第6号をご覧ください。</p> <p>段上西小学校の学校医につきまして、令和2年度末で退任したい旨の申し出がございました。そのため、令和3年3月31日付で解嘱し、併せて新たな学校医を令和3年4月1日付で委嘱するものです。</p> <p>次に、学校薬剤師の解嘱及び委嘱の件につきまして、報告第7号をご覧ください。</p> <p>瓦木小学校、甲武中学校、及びあおぞら幼稚園の学校薬剤師につきまして、令和2年度末で退任したいという旨の申し出がございました。そのため、令和3年3月31日付で解嘱し、併せて新たな学校薬剤師を令和3年4月1日付で委嘱するものです。</p> <p>最後に、学校歯科医の解嘱及び委嘱の件につきまして、報告第8号をご覧ください。</p>

<p>重松教育長</p>	<p>大社小学校の学校歯科医につきまして、令和2年度末で退任したい旨の申し出がございました。そのため、令和3年3月31日付で解嘱し、併せて新たな学校歯科医を令和3年4月1日付で委嘱するものです。</p> <p>以上、ご審議よろしくお願いたします。</p> <p>説明は終わりました。これより質疑、討論に入ります。</p> <p>本件にご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>なければ採決に入ります。</p> <p>報告第6号、第7号、第8号については、これを承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>重松教育長</p>	<p>異議なしと認めます。よって承認されました。</p> <p>では、これより非公開案件に移ります。</p> <p>恐れ入りますが、傍聴の方はここで退室をお願いいたします。</p> <p>(傍聴者退室)</p>
<p>重松教育長</p>	<p>では先に、一般報告①「児童生徒の状況について」を議題とします。</p> <p>学校保健安全課長、お願いします。</p> <p>(非公開)</p>
<p>重松教育長</p>	<p>ほかにはございませんか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>では、なければ一般報告①を終了します。</p> <p>次に報告第9号は秘密会で行いますので、関係者以外の職員は退室をお願いします。</p> <p>(関係職員以外退室)</p>
<p>重松教育長</p>	<p>では、再開します。</p>

重松教育長	<p>報告第9号「人事に関する件」を議題とします。 教育職員課長。</p> <p>(事務局 提案説明)</p> <p>説明は終わりました。これより質疑討論に入ります。 本件にご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>(質疑討論)</p>
重松教育長	<p>無ければ、採決に入ります。 報告第9号については、原案の通り可決してよろしいか。</p> <p>(異議なし)</p>
重松教育長	<p>御異議なしと認めます。よって原案は可決されました。 以上で予定されていた議題は全て終わりました。 これをもちまして、第1回教育委員会定例会を閉会します。 ありがとうございました。</p> <p>(終了)</p>